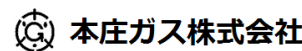


2023年9月



## 電気・ガス価格激変緩和対策事業の延長について

日頃より本庄ガス株式会社の電気・都市ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

本庄ガス株式会社は経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」）」によるガス料金の軽減措置を実施してまいりましたが、この度軽減措置の期間が2023年12月使用分（2024年1月検針分）まで延長されることになりましたのでお知らせいたします。

本事業は、お客さまの使用量に応じた電気・都市ガス料金から、政府が指定する単価の値引きを行った事業者に対して、その原資を政府が支援するものです。なお、本事業による値引きに関して、お客さまご自身でのお手続きや本庄ガスへのご連絡は不要です。

### 【本事業継続後の値引きについて】

#### 1. 概要

毎月分の電気・都市ガス料金の計算において、国が定めた値引単価を反映した燃料費調整単価・原料費調整単価に基づき電力量料金・ガス料金を算定いたします。

また、ご契約ごとの値引き単価については、検針票または弊社ホームページ等にてお知らせいたします。

#### 2. 対象となるお客さま

当社と電気・都市ガスをご契約されているお客さま

#### 3. 適用期間

2023年10月使用（2023年11月検針）分から2023年12月使用（2024年1月検針）分

#### 4. 国が定める値引き単価（税込）

電気		都市ガス
低圧	高圧	
3.5 円/kWh	1.8 円/kWh	15 円/m <sup>3</sup>

**【本事業に関するお問い合わせ先】**

詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

<経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト>

URL: <https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

<お問い合わせ窓口>

資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

フリーダイヤル：0120-013-305

受付時間：全日 9時から 17時まで（年末年始を除く）